

仕 様 書

1. 業務概要

奈良県西和医療センターの臨床検査業務委託

2. 業務委託項目

- 1 群：腫瘍・内分泌・血漿蛋白・自己免疫・アレルギー関連検査
染色体・細胞性免疫・生化学検査
- 2 群：ウイルス・感染症関連・凝固・血中薬物検査

3. 業務内容

- ①乙は、検査種別、形状、採取法及び数量等の必要事項を記入した検査依頼書により所定の検査を行い、その結果を甲に速やかに報告するものとする。
- ②1ヶ月分の検査実績数を取りまとめて、検査項目別及び個人別報告書を作成し、検査を実施した翌月の10日までに甲に提出するものとする。

4. 契約期間

令和8年10月1日から、令和10年9月30日（2年間）

5. 引き渡し等の時間、場所

検査依頼分の引き渡し	当日	午後4時まで	中央臨床検査部
検査結果の報告		午後3時まで	中央臨床検査部

ただし、時間外の緊急検査に対応し、甲の指定時間内に検体の回収ができること。

6. 経費の負担

業務を行うために必要な人件費及び運搬費、検査容器類、諸用紙代およびシステム設定費等の一切の費用は乙が負担するものとする。ただし、甲で使用する容器代は除く。

7. 受託・報告体制

- ①測定に際しては甲が指定する検査方法、基準値で実施すること。ただし、乙の都合により検査方法及び基準値を採用する場合は甲と協議して、変更の承認を得ること。
- ②乙は、受託者の変更に伴う採血管、容器、伝票等の変更を、甲の職員に対してマニュアルの配布及び研修を事前に充分実施すること。
- ③検査項目の結果報告は、再検等の理由が無い限り甲の指定の日数を厳守すること。
- ④契約期間内に試薬の販売中止等により検査不能及び検査方法の変更等が発生した場合は速やかに報告し、甲の指示を受け対応すること。
- ⑤検査依頼書は、自社製で甲専用のものを用いるものとする。なお、受託者が複数になった場合でも、患者の負担を増加させないように、現在の検体容器の種類を増や

すことのないよう受託者間で協議するものとする。

⑥委託する検査項目の一部を院内検査へ取込むことが可能であること。

⑦甲のコンピュータシステムに支障なく対応すること。

- ・乙は、契約した検査項目の依頼・報告を検査システムと連携するための検査マスターの設定及び検証作業を乙の負担で実施すること。なお、作業方法及び内容等は検査システム業者と調整すること。
- ・システムの変更等については、短期間で運用面に支障なく対応すること。
- ・依頼項目全てについてシステムで対応すること。

⑧乙は、パニック値をFAXまたは電話により速やかに報告すること。

⑨甲が緊急で検査結果の提出を依頼した際は、FAXまたは電話により速やかに報告すること。

⑩契約期間中に診療報酬改定等があった場合には、必要に応じて甲と協議の上、契約金額を改めること。

8. 検査結果の保証体制

1) 検査結果については10年間の保管をすること。

2) 検査済検体については、当該業者にて最低3週間の保管をすること。

3) 検査精度に関する以下の資料を提出すること。

- ・内部精度管理実施状況報告書
- ・会社案内書及び検査要覧

4) 乙は、以下の書類を常備し、整理をするものとする。

- ・検体検査受け渡し受領書
- ・検査受付台帳
- ・検査結果報告日別一覧表
- ・外部委託検査依頼書検査部控え
- ・検査報告控え

9. 疑義の解釈

本仕様書及び契約書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、医療法、医療法施行令、医療法施行規則及びその他関係法令等に従い、甲と乙が協議して定める。